

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：松浦市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.6%
全職員	62%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	対象者なし
本庁課長相当職	148%
本庁課長補佐相当職	104.4%
本庁係長相当職	95.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	98%
26～30年	96.1%
21～25年	99.8%
16～20年	96.8%
11～15年	81.3%
6～10年	112.8%
1～5年	99.5%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、再任用職員は男性が多く、会計年度任用職員は女性が多いため、給与の差異が大きくなっている。
- ・役職段階別の本庁課長相当職については、女性職員に診療所医師も含まれているため、女性職員の給与が上回っている。
- ・勤続年数別の36年以上については、女性職員がいない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。